

厚生常任委員会

平成25年5月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	吉野 俊明	伴 吉晴
飯高 昭二		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、宮崎委員

委員長

ご出席の皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会させていただきます。

先の臨時議会のほうで、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます里川です。副委員長の辻委員共々よろしくお願いたします。そして、随分急に暑くなってきました。議員のほうもですが、理事者におかれましても、もうエコスタイルということでお考えいただきまして、体調を考えての服装ということで、出席のほうしていただいたら結構でございますので、どうぞネクタイや上着など外していただいても結構かと思っております。

それでは、会議に先立ちまして、改選後初の委員会でございますので、部長のほうから4月に異動がございました係長以上の職員、また新規採用職員などのご紹介のほうをお願いしたいと思います。

植村住民生活部長。

（ 職員紹介 ）

委員長

どうもありがとうございました。それでは仕事もございませので、委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいで結構でございます。また、新しいところで頑張っていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時 2分 休憩 ）

（ 午前9時 3分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議をただちに開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長

どうもありがとうございました。

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名させていただきます。署名委員には、辻委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査案件であります(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

それでは、理事者のほうから報告を求めたいと思います。

栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、平成21年度から実施しております生ごみ分別収集モデル事業の平成24年度の実績及び平成25年度の計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、平成24年度の生ごみ分別収集モデル事業の実績でございますが、平成24年度では、モデル世帯数2,500世帯以上を目標に事業への参画、ご協力を呼びかけました結果、最終的には、29自治会2,658世帯にモデル家庭198世帯を加えました計2,856世帯で生ごみの分別を行っていただいたところでありまして、町の世帯数の4分の1を少し超える世帯での取り組みとなっております。

ちなみに、平成23年度末では、10自治会864世帯、モデル家庭154世帯、合計1,018世帯のモデル世帯でございましたので、平成24年度、生ごみ分別に取り組む趣旨あるいは取り組むことにより生

まれる効果などが、住民の方々に広く浸透しはじめたのではないかと考えているところでございます。

次に、生ごみの処理状況でございますが、モデル自治会・モデル家庭を合わせまして、平成24年度では、184.32t、学校給食の給食残渣が18.52t、モデル事業所が24.91t、合計227.75tの生ごみを堆肥化にリサイクルをいたしました。

この227.75tの生ごみは、平成24年度の可燃ごみの5.4%に相当する量でありまして、堆肥化処理するために、約500万円の委託料を要しているところでございますが、仮に、生ごみ分別収集に取り組まず、可燃ごみとして焼却処理した場合には、約800万円の焼却委託料が必要ということで、平成24年度では、約300万円、生ごみの分別収集の方が安価で処理をできております。本事業は、資源の有効利用という面ではもちろんであります、費用対効果の面でも効果的な事業でございます。

次に、平成25年度の生ごみ分別収集モデル事業の計画でございますが、平成21年度、事業開始当初に掲げました目標は、平成25年度中に3,000世帯での生ごみ分別でございましたが、すでに昨年11月に平成24年度の目標でございましたモデル世帯2,500世帯を超えましたことから、平成25年度予算では、上方修正をし、平成25年度のモデル世帯の目標を3,200世帯としているところでございます。

平成25年5月15日現在の生ごみ分別収集モデル世帯数でございますが、モデル自治会につきましては、新たに駅前北、西興留、三代川の3自治会が加わり、現在32自治会2,792世帯にモデル家庭202世帯、合わせまして、2,994世帯で生ごみ分別収集に取り組んでいただいているところであります。まだお取り組みをいただいていない自治会につきましては、去る5月13日付けで書面におきまして協力をお願いをするとともに、5月18日に開催されました自治会連合会総会におきましても、口頭でご協力をお願いもしたところでございます。

今後は、広報紙などで、生ごみ分別による費用対効果を初めとする様々な効果などをお知らせするとともに、生ごみ分別収集未実施の自治会に

対しまして、積極的に環境井戸端会議の開催を働きかけるなど、ご協議、ご検討いただける機会をつくっていきたいと考えているところであります。

また、生ごみの収集でございますが、昨年までは2名の清掃員が専属的に生ごみ収集カートの設置や生ごみ収集を行っておりましたが、本年4月以降、可燃ごみ収集を全面委託したこともございまして、現在では、清掃員がローテーションを組み、4名がダンプトラック2台に分かれ、カートの設置及び収集に従事をしているところであります。

なお、平成24年度の生ごみ以外のごみ・資源物の排出量、あるいは処理状況につきましては、6月定例会での当委員会でご報告申しあげる予定にしておりますので、ご了解いただきますようお願いいたしまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 ご苦労さまでした。報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 伴委員。

伴委員 今、説明していただきました、結局この平成24年度のところで、可燃ごみしていたのに比べ、生ごみの分別をすることによって、300万ほど本来いるお金が支出しなくてよくなったという、これは住民のほうに周知していただくような予定はあるわけですか。

環境対策
課長 すでに環境井戸端会議では、具体的な費用対効果について説明をしておりますけども、広く住民の方につきましては、今後広報紙、あるいは生ごみ通信といった啓発のチラシを作成して、広く周知をする予定にしております。

伴委員 この生ごみ通信というような形で、これは全世帯に入れていただくのか、ちょっとその辺もお聞きしたいんですけど、これだけ、こうしていけばこれだけの町としてプラスになるんやということが非常に、今後、

世帯数を増やすこと、またやっている者に対する、非常にモチベーションの部分にも非常に大きいと思いますので、生ごみ通信ですか、ちょっとそのあたり教えてください。

環境対策課長 広報紙で十分掲載ができてまして、特集でも組めたら広報紙でさせていただきますけども、それが無理な場合は、別刷りをいたしまして、広報紙に挟み込んで十分皆様に広く効果が理解いただけるような工夫をしたいと、いずれにいたしましても、各ご家庭に配布をするという計画をしております。

委員長 他にございますか。 辻委員。

辻委員 今、費用対効果ということで、300万という費用対効果ということで、例えば、例としてね、例えばこういうものを可燃ごみに出したら、と、生ごみに出すのとでは、こんだけ差がありますよと、単価ですね、処理単価。例えば1t当たり可燃ごみ出したらなんぼやと、そして生ごみ出したらなんぼやということで、費用対効果、町もこんだけ助かりますよと。ただ、もうひとつ可燃ごみに出すのと、生ごみ出すのと、各家庭でも、私らも生ごみしてますけども、可燃袋、前は大きかったやつが中になったり小になったり、1週間に1ぺん出すやつを2週間に1ぺんしかいらぬという場合も出できますから、その辺の各家庭の費用対効果と、町の費用対効果と、その辺も両方ミックスした形で、こんだけ助かります、町もこんだけ助かりますけども、各家庭もこんだけ助かりますよというような、そういうPRの仕方も、今後検討、伴委員言わはったようにそういうことと、あわせて検討しながらお願いしたいなど。これはもうお願いで結構ですので、よろしく申し上げます。

委員長 各家庭でどれぐらい生ごみを、それをしたらね、浮いてくるかというのは、各家庭でばらつきあるやろうし、平均取るかて、非常に数字拾うのは難しいかなとは思いますが、でも、一定のご意見をお聞きしてね、

間で各ご家庭でもこういうふうにごみ袋代が軽減されているというよう
なアピールの仕方は積極的にやっていただけたらいいかと思ひますの
で、またぜひ委員の意見を尊重して進めていただきたいと思ひます。

他に委員の皆さんのほうで何かございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 今、自治会単位で説明されてますけど、自治会入っておられない方が
おられると思うんですけど、その辺の説明会とかはどうして、将来的に
ね、どうしていかれるのか、ちょっとその辺だけお聞きしたいんですけ
ども。

環境対策 現在、自治会連合会に加盟されていないですけども、自治会組織をさ
課長 れているところはございます。そこについては、自治会連合会に加盟さ
れているところと同じようにご案内を差しあげて説明会の開催を呼びか
けをしているところでもあります。自治会の中でもまったく自治会に加盟
されてない方につきましてはですね、広報紙等で呼びかけてモデル家庭
として取り組みをいただいているところもございますので、今後そうい
ったところも周知をして増やしていきたいと考えているところです。

委員長 他にございませんでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 今、報告を受けまして、うちの地域もですね、生ごみのこういう形で
地域の、周辺の方とご理解を得ながら、こういう形で今やっているんで
すけども、効果等についても報告をされました。一方ではやはりコンポ
ストなどのそういう啓発も大事になってくるのかな、やっぱりこういっ
た生ごみの啓発をすることによって、自分とこで処理できるコンポスト
などの啓発もね、今後していく必要があるかなと思ひますけども、そ
の点についてお伺いしたいと思ひます。

環境対策 当然、自家処理、各ご家庭で生ごみを処理をしていただくというのが、
課長 環境に一番優しい方法であります。ということで当町も、まずはそれを

推進していきたいということで、説明会を開催をいたしましても、まずはご家庭でやってください、すでにご家庭で生ごみ処理機、コンポストで減量化を図っていただいている方につきましては、どうぞそのまま継続をしてくださいというお願いもしています。そして、それを推進していくために、この4月から、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、EMボカシ処理容器に、今流行しつつありますダンボール型のコンポスト、これに対しても補助金を出せるような要綱を改正いたしまして、更に補助率、補助限度額についても、この4月から増額をさせていただいて、自家処理を推進していこうとしているところであります。

委員長 他によろしいでしょうか。 小林委員。

小林委員 生ごみ収集始まってもうだいぶ経ちますので、だいぶ、役場の方にとっては収集しやすいところに、収集しやすい状態で生ごみの箱を置いていただいているんですけども、やっぱり場所によってはですね、住民の方が捨てに行って、ちょっとなかなか不便な向きに置いていたりとか、不便なサイズのところが何箇所かあるんです。というのも、蓋が重たすぎる、その重たすぎる蓋を開けるのにも、なかなか蓋を外せない状態でしたら、自分の捨てたい場所から反対側にわざわざ重たい箱を開けなければいけない。そしてわざわざ、なんていうんですかね。ちょっと何箇所か不便な場所がありますので、もう1度住民の側に立って、もう1度その場所に立っていただいでですね、ちょっと本当にこの場所で、この設置の仕方で住民にとって手軽に捨てやすい状態なのかっていうのを、もう1度役場のほうでチェックをしていただきたいというふうに、要望だけさせていただきます。

委員長 要望でよろしいですか。

小林委員 はい。

委員長

そしたら、現場で、収集体制も2名から4名体制に増えましたし、変わったということもございます。今、委員からの申し出のありました件につきましては、収集行かれたときに、状態をまたちょっと見ておいてほしいということをお願いをしておきたいと思います。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 6月定例会の提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 町長専決処分について承認を求めることについて(平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、理事者の説明を求めたいと思います。 寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、6月定例会の提出予定議案の(1)町長専決処分について承認を求めることについて(平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)につきまして、ご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、平成24年度の医療に係る費用等の歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成25年度からその不足額を繰上充用するものでございます。

現在、出納整理期間中でありまして、繰上充用額の見込額の確定は、これから精査することになりますが、現時点での前年度繰上充用金は、4億5,600万円程度と見込んでおりまして、その結果、補正後の予算総額は、37億1,200万円程度となるものと見込んでおります。

平成24年度会計の収支見込みにつきましては、単年度収支において

約700万円程度の黒字となる見込みでございます。

本補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、5月末までに専決処分をさせていただき、同法同条第3項の規定によりまして、6月の町議会定例会においてご報告を申しあげ、ご承認をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて(平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願いを申しあげます。

委員長 ご苦労さまです。それでは、説明が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。いかがでしょうか。

これについては特にございませつか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、6月定例会の提出予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということで終わらせていただきます。

続きまして、3番目の各課報告事項について、(1)平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。

本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(1)6月定例会に提出予定の平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきまして、住民生活部の所管に関するものについて、私よりご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料1、平成25年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出総括表の裏面、歳出総括表をご覧くださいませすでしょうか。

第3款民生費でございます。今回の補正予算につきましては、町立あわ保育園におきまして、園児の送迎時の車の混雑を緩和し、園児及び地元住民の安全等を図るため、園児送迎用駐車場を確保できるよう、これ

までより取り組んでまいりましたが、このたび、地権者の方の合意がおおむね得られましたことから、保育園費で、その費用687万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

その内訳といたしましては、駐車場用地の賃貸借契約書の印紙代として需用費の消耗品費で1千円、用地に係る分筆等の登記業務委託料として65万円、土地の借上げ料として使用料及び賃借料で32万8千円、駐車場整備工事費用として工事請負費で590万円となっております。

なお、現段階での今後のスケジュールでございますが、今回の補正予算について6月議会での議決をいただきました後、用地の分筆、農地転用の手続き等を行いまして、土地の賃貸借契約を締結してまいります。

その後、駐車場整備の工事を行いまして、来年年明け1月の駐車場の開放を目途として進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、1番下、第12款予備費では、本補正予算に要する財源として、687万9千円の充当をお願いしております。

以上、平成25年度 斑鳩町一般会計補正予算（第2号）案のうち、住民生活部の所管に関するものにつきましての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたら、お受けいたします。 伴委員。

伴委員 今、保育園の送迎用駐車場ということで、説明していただきましたが、32万8千円の賃借料と。これ何㎡ぐらいの土地を借りてくれはりまんのかな。

福祉課長 およそ車10台分の駐車スペースを、今、計画しておりまして、面積として約470㎡程度になるというふうに考えております。

委員長 他に何かございますか。 辻委員。

辻委員　この駐車場せっかくつくっていただきますけども、今の現状を見ますと、もう玄関で降ろしてっていう方が大半やと思いますけども、今後この駐車場、できるだけ、雨とかその状態にもよりますけども、できるだけ駐車場で停めて送迎してほしいという指導をね、送迎はもう必ず駐車場に停めて園児を送ってくださいやという徹底をしていただく、その状況、時期にもよりますけどもね。その辺を保護者に対する指示、指導を今後していただくように、これはもう要望で結構です。なかなか難しいと思いますけども、要望で結構です。せっかく駐車場できますんで、その辺の利用をよろしくお願いしたいと思います。

委員長　あわ保育園の定数を、条例上も変えたというぐらい、園児数が増えております。そのうえ、雨などによってね、非常に混雑してくるということで、委員のご心配がございます。今後、園のほうとも協議をしていただきまして、どういう利用方法にしていくのか、どういうふうに出入りするのが便利なのか、こういうことを検討しながら、また、せっかくつくっていただくのであれば、十分な活用できるようにしていただきたいと思います。　小城町長。

町　長　この関係等は、地元の斑鳩荘園の自治会からですね、前の家とか、あるいは進入される関係等について、ご要望があつて、とにかく駐車場を確保してそこへ車を置いて、園児を降ろしてするという辻委員の、やっぱりそういうことを徹底していかなかったら、いずれ私は事故が起こればと思います。今自動ドアですから、もう降りたらですね、そのまま確認してぱっと行ってしまふ。そういう点で前から来たり後ろから来たりの場合は、事故起こったらなんぼこれ一生懸命取り組んでいただいたかて、そういう点については、今後十分注意をしてやっていかなかったらいけないと思っております。

委員長　ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして、(2)平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)、理事者の報告を求めたいと思います。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、住民生活部環境対策課所管にかかります一般会計予算の継続費繰越計算書の報告につきまして、資料2をもとにご説明をさせていただきます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づく継続費であります。第4款衛生費、第2項清掃費のごみ積替え施設整備事業の平成24年度にかかります歳出予算のうち、逡次繰越をいたしました金額につきまして、同法施行令第145条第1項の規定に基づきまして、議会にご報告をさせていただきますものでございます。

平成24年度より2か年継続事業で実施をしております可燃ごみ積替え施設整備工事につきまして、工事発注仕様書に基づきます実施設計の協議及び開発事前協議等の手続き関係が、当初、計画をしておりました期間よりも時間を要しましたことから、予算現額7,541万7千円のうち、工事にかかります6,365万7千円を平成25年度に逡次繰越させていただいたものでございます。

なお、可燃ごみ積替え施設整備工事につきましては、当初の予定どおり、本年12月6日には、完了する予定でございます。

以上で、6月議会定例会におきましてご報告する予定でございます平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)についてのご説明とさせていただきます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3)平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきまして理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(3)平成24年度 斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきまして、住民生活部の所管に関するものについて、私のほうよりご説明をさせていただきます。

お手元の資料3、平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書をご覧くださいいただけますでしょうか。

本報告は、平成24年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、当該年度内で執行ができなかった経費を平成25年度予算に繰り越ししたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をさせていただくものでございます。

今回、住民生活部の所管事業で繰越しを行いましたものは、西老人憩の家、あゆみの家、鳩水園の3施設の耐震診断事業に係るもので、国の第1号補正予算を活用して実施することとして、平成25年3月定例会におきまして平成24年度予算の増額補正をさせていただいたものでございます。ただし、年度内の執行が困難でありますことから、あわせて繰越明許費の議決をいただいたものでございます。

それでは、資料によりまして説明をさせていただきます。

はじめに、第3款民生費、第1項社会福祉費の西老人憩の家に係る老人憩の家耐震診断事業でございます。

議決金額は170万円で、翌年度繰越額は同額の170万円となっております。

また、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で18万3千円、一般財源で151万7千円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。

次に、同じく第3款民生費、第1項社会福祉費のあゆみの家耐震診断

事業でございます。

議決金額は230万円で、翌年度繰越額は同額の230万円、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で25万7千円、一般財源で204万3千円となっております。

こちらにつきましても、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。

最後に、第4款衛生費、第2項清掃費の鳩水園耐震診断事業でございます。議決金額は530万円で、翌年度繰越額は同額の530万円となっております。

繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で103万9千円、一般財源で426万1千円、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。

以上で、平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のうち、住民生活部の所管に関するものにつきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまでした。ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 あゆみの家の耐震診断ですけれども、これは通常であれば耐震診断を行って、それに対する診断結果に基づいて、例えば基本的には耐震補強をしていくというのが通例やと思うんですけれども、しかし、あゆみの家の状況を見ると、老朽化という点に対しても、やはりそういう診断の中でどの程度入るのかなと思うんです。ただ、普通の小中学校の耐震補強では鉄骨等のブレスをした状況の処置でいいのか、それとも、あゆみの家については、老朽化した状況においての、それを加味した耐震補強での診断をするのかということについてお伺いをしたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長

今、お尋ねのあゆみの家につきましては、建築から相当の年月が経っております。そうしたことから、今は簡易審査の格好になってこようと思いますけども、それでもやはりどれだけの補強がいるかというのは、当然分かってこようかと思えます。そうした中で、それを見た中で、あれを補強するのか、それとも建替えるのかという議論は当然起こってこようかと思うんです。その時にあそこに作業所がありますんで、あの作業所をどうするのかというのも、また議会ともご相談申しあげながら、今後進めてまいりたいと考えておりますので、ただ単に耐震診断して補強しますよ、ではなくて、あゆみの家についてはそのように考えておりますんで、今後またご相談する機会があろうかと思えますんで、よろしくお願いをしたいと思えます。

飯高委員

今、副町長言われたとおりやと思うんです。かなり老朽化した部分もありますんでね、やはり耐震診断しての結果においてね、いろんな面で見っていく、特に老朽化した施設、今後やっぱり将来において、それを持続していくためには、そうした、今、手当てが必要になってくるかなと思えますので、その点について、十分検討していただくよう、よろしくお願いをいたします。以上です。

委員長

他にございますか。ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、(4) 風しんワクチン接種費用の助成について、理事者の報告を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、風しんワクチン接種費用の助成についてご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。斑鳩町風しんワクチン接種費用助成金交付要

綱（案）であります。最後のページの要旨でご説明させていただきます。要旨をご覧ください。

風しんが、今年に入って大流行しており、患者数が昨年同期の約30倍となっております。風しんは、妊娠期にかかると胎児が先天性風しん症候群という病気になる危険性が高くなることから、妊婦への感染を予防し安心して出産できるよう、妊娠を希望している女性と妊娠している女性の配偶者、出産後（12か月未満）の女性及びその配偶者を対象に、風しんを予防するワクチン接種費用の一部を助成するため、要綱を制定するものであります。

主な制定内容であります。①助成の対象者（第2条関係）ですが、接種日において斑鳩町に住所を有する者であって、次のいずれかに該当する者とする。①妊娠を予定又は希望している女性、②妊娠している女性の配偶者、③出産後（12か月未満）の女性及びその配偶者としております。②助成の対象ワクチン（第3条関係）では、助成の対象ワクチンは、風しん単独ワクチン（以下「単独ワクチン」という。）又は麻しん風しん混合ワクチン（以下「混合ワクチン」という。）とする。③助成の金額（第4条関係）では、対象ワクチンに要した費用に2分の1を乗じて得た額で、次に掲げる額を上限とするということで、単独ワクチンは4,000円を、混合ワクチンは5,000円を上限としております。④助成金の交付申請（第5条関係）では、助成金の交付は、1人に付き1回とし、助成金の交付を受けようとする者は、斑鳩町風しんワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書にワクチン接種を証する領収書を添付し、町長に提出していただくこととしており、償還払いといたします。

2. 施行期日等ですが、①この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日以後のワクチン接種から適用します。②この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失います。ということで、平成25年度中に接種したワクチン接種を対象に一部助成を行うものであります。制定条文の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、6月広報に折り込みをし、各戸配布により啓発してまいりたい

と考えております。

以上で、風しんワクチン接種費用の助成についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがあれば、お受けいたします。 伴委員。

伴委員 これは、国の方から話があって、国の費用ですね、国のほうがまあ言うたら全部持ってくれはるとか、半分持ってくれはるとか、3分の1持ってくれはるとか、そういうような制度なんですか。ちょっとそれ、まずそれから。

健康対策課長 子どもの風しんのワクチンは定期的予防接種であります。成人の場合は任意接種となりますので、すべて町単独事業となります。

伴委員 町が、今非常に流行しているということで、こういうふうな施策を考えて、やろうかということで、今回提出してくれはったということなんですね。これ、まず希望している女性というのは、もう女性で私希望してますねんという方であれば、もう皆それはオーケーやという考え方でいいわけですか。

健康対策課長 東京都等では、年齢を19歳から49歳という限定しているところもございしますが、斑鳩町の場合は、今、伴委員がおっしゃったように希望された方すべてを対象としております。

伴委員 希望してますということであればオーケーやと、たいがい常識的なところはあるとは思いますけど。これは、生き生きプラザのほうで領収書を貼って提出すればということで、3か月以内というこの部分が、非常に、わかってなければ見過ごされてしまいやすいんで、そのあたりちゃんとこれ早急に広報していただくということが必要になってくると思

ます。以上です。私はこれで結構です。

委員長 答弁のほうはいいですか。

伴委員 結構です。

委員長 飯高委員。

飯高委員 今、テレビやまた新聞誌上でいろいろ言われてますように、ここでも30倍、場合によっては昨日ニュースで見たら40倍とかね、言われてるんですけども、それだけ大きな拡大しているということで、やはり妊娠初期、早くの措置をすればそれだけね、またできるということで、今回こういう措置に対しまして、本当に早急に措置をしていただいたなと思います。やはりこれはうちの地域はこういう形でしているという、するということであるんですけども、例えば生駒郡、奈良県において、これについての動きですか、ちょっとその辺の確認をしたいと思います。どのような形で今動きがあるか、要するに接種助成をされるということの検討されている状況についてお伺いしたいと思います。

健康対策課長 奈良県内では、5月15日現在、斑鳩町を除く奈良県内の状況でございますけども、検討中は奈良市、生駒市、安堵町、下北山村が実施に向けて検討しているという状況でございます。

飯高委員 これから恐らくは、状況によっては、接種費用を助成するという動きの中で急増していくのかなとは思いますが。急増していくにおいて、これは、普通に受けてすれば、だいたい足りないとか、不足するとかいう場面は、そういう状況というのはならないんですかね。

健康対策課長 今年度のワクチンの供給見込みでございますが、風しんの単独ワクチンは約17万5千万回分の接種分、そして麻しん風しんの混合ワクチン

は約360万回接種分ということで、あと、混合ワクチンにつきましては、そのうち定期接種、子どもさんの分につきましては、210万回分接種を想定して、厚生労働省では想定しておりますので、今のところは混合ワクチンについてはまだいける、単独ワクチンにつきましては町内の先生からもなかなか今入ってこないということも聞いておりますけども、混合ワクチンはあるというふうには聞いています。

飯高委員 わかりました。今後接種を、6月に広報でしていくということで、広報の内容についてもまた詳しく、また多くの方がね、この風しんに対しての認識をしていただいて、より多くの方が受けていただける広報の内容としていただくようよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 他に委員皆さんのほうで何かございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めます。

(5) 斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部改正について、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(5) 斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部改正につきまして説明をさせていただきます。

資料といたしまして、資料5-1と資料5-2をお配りしておりますが、資料5-1は障害者自立支援法、こちらの一部改正の施行日との関係から、本要綱の条文整理等が必要があったため、すでに平成25年4月1日付けで施行させていただいた要綱の改正に関する資料となっております。資料5-2につきましては、地域生活支援事業の任意事業である福祉ホーム利用支援事業の追加を行う改正でございまして、本日の委員会でご説明をさせていただいた後、公布・施行を予定している要綱の改正に関する資料となっております。

それでは、資料5-1、資料5-2の改正内容につきまして、一括して説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、障害者自立支援法の一部改正に伴う改正および成年後見制度利用支援事業をあらたに規定する改正でございます。

資料5-1の末尾の要旨により説明をさせていただきます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が平成24年6月27日に公布されまして、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部が改正されましたことから、本要綱において同法を引用する条項及び難病患者等の日常生活用具の給付等につきまして所要の改正を行いますとともに、成年後見制度利用支援事業をこの要綱のサービスとして規定するものでございます。

主な改正内容といたしまして障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令、障害者自立支援法施行規則の題名がそれぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則にそれぞれ改められましたことから、本要綱で引用する法律等の題名を改めております。改正内容の2つ目でございますが、難病患者等の日常生活用具の給付等が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスとなりましたことから、この要綱に必要な事項を規定するものでございます。主な改正内容の3点目でございますが、知的障害者及び精神障害者に係る成年後見制度利用支援事業を新たに実施することといたしまして、必要な事項を規定しております。

施行期日は、平成25年4月1日から施行とさせていただきます。

なお、本要綱改正によりまして、要綱の別表1及び別表2を全部改正させていただきますが、これに関しましては、改正前の要綱では、別表1が日常生活用具の基準額を、別表2が日常生活用具の対象者を規定しておりましたが、先ほどご説明させていただきました難病患者等の

日常生活用具の給付等に係る規定の改正に合わせまして、別表1を障害者及び障害児の日常生活用具に係るもの、別表2を難病患者等の日常生活用具に係るものとして、別表を整理させていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本要綱の改正に伴いまして、斑鳩町難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱あるいは斑鳩町難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱につきましては、平成25年4月1日付けで廃止しておりますので、あわせてご報告させていただきます。

続きまして、地域生活支援事業のうち市町村の任意事業でございます福祉ホーム利用支援事業を新たに追加するする改正でございます。

資料5-2をご覧くださいませでしょうか。

まず、福祉ホームの概要につきましてご説明をさせていただきます。福祉ホームは、現に住居を求めている障害者につきまして、低額な料金で、居室その他の設備を利用させますとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいうものでございまして、定員規模は5名以上で、原則として個室、設備として居室のほか、浴室・便所・管理人室・共用室等を有し、管理人を配置することがその運営基準となっております。

それでは、資料5-2の末尾の要旨によりまして改正の内容についてご説明をさせていただきます。

家庭環境、住宅事情等の理由により、生活することが困難な障害者または障害児に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う福祉ホーム利用支援事業の追加を行うため、本要綱において所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することとしております。

こちらの改正につきましては、本委員会で説明をさせていただいた後、公布をさせていただく予定としておりますが、福祉ホームの空きができましたことから、4月1日付けで自費で入居されておられる1名の方がおられます。このことから、4月1日に遡及して適用することとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、予算につきましては、障害福祉費の扶助費により対応することといたしまして、事業に対する負担割合は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1の負担となっております。

以上、斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。 伴委員。

伴委員 資料の5-2のほうの福祉ホームのほうですねんけど、これ対象となるホームというのは、奈良県内なのか、近隣なのか、どれぐらいこれあるものなんですか。

福祉課長 平成23年10月1日現在、厚生労働省のほうで調査をされておられますが、それによりますと、全国で156か所ということで報告がなされてます。なお、奈良県内の福祉ホームでございますが、奈良市、生駒市、広陵町の3施設ということで、確認をさせていただいております。

委員長 他に何かございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めていきたいと思えます。

それでは、(6)平成24年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(6)平成24年度国民健康保険税の不納欠損についてご報告いたします。

恐れ入りますが、資料6をご覧くださいませでしょうか。

平成24年度国民健康保険税の不納欠損事由別内訳表の一番下の行で

ございます。

平成25年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で2,000万2,391円の不納欠損処分を行っております。実人数で177人となっております。

この内容を事由別にご説明申しあげますと、初めに、地方税法第15条の7第4項で、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき、こういった場合は、滞納処分の執行を停止することができ、その後3年間この状況が変わらない場合は、納付、納入義務が消滅いたします。この事由によりまして、不納欠損処分を行ったものは、5人、30万2,200円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項で、これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございます。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるものでございます。この事由により、不納欠損処分を行ったものは10人で、すべて死亡によるもので、金額で627万7,500円となっております。

次に、地方税法第18条第1項でございます。これは消滅時効にかかるもので、時効（5年）により徴収権が消滅したものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは、162人で、1,342万2,691円となっております。

恐れ入りますが、資料の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

この表は、平成24年度の不納欠損の年度別の納税者数と金額をあらわしたものでございます。

表の一番下の欄には、件数と、複数年次にまたがっているものがあることから実人数を記載させていただいております。

次に、恐れ入りますが、資料の3枚目をご覧くださいませでしょうか。

この表は、不納欠損の状況につきまして、平成19年度からの推移を

あらわしたものでございます。

平成24年度の不納欠損処分額を前年度と比較しますと、平成23年度の1,576万9,805円に対しまして、423万2,586円の増となっております。

ご存知のように、国保税につきましては、被用者保険の加入者が一定した所得を安定的に得られる者がほとんどであるのに対しまして、国保保険者はそれ以外の者、低所得者や無職の者など所得が不安定な者を多く抱えるという構造的な問題等から収納率が低下が余儀なくされ、滞納の原因の一つとなっております。

しかしながら、単に時効により不納欠損することは、税負担の公平性の観点から問題がありますので、滞納整理につきましては、被保険者と接触する機会をより多く確保し、納付相談や納付指導を密にすることが大切だと考えておりまして、地方税法や国税徴収法などの法令に基づいた処理と合わせまして、文書や電話での催告、臨戸徴収を行っております。また、毎年1月から3月にかけては、夜間および休日の納税相談を実施しておりまして、相談を受けております。

国保税の滞納している方の中には、納付能力があるにもかかわらず国保税を納付しない方もおられます。そうした方には、何度催促しても実施しても自主的な納税がない場合は、強制的な手段で納税に導かなければならないとも考えております。

今後も不納欠損処分につきましては、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納者の実態を十分に把握いたしまして、税負担の公平性が損なわれることのないよう、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長

ご苦労さまでした。報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたら、お受けいたします。 飯高委員。

飯高委員

法令によってやむを得ないかなと思いますけども、納付相談ですね、

数多く来ておられると思うんですけども、その状況についてお聞きしたいと思います。

国保医療課長 滞納されている方につきましては、年に数回催促等の文書を発送をいたしまして、その文書の中では、一括で納められない方につきましては、窓口で納付相談を実施しておりますので、来て下さいということをご案内いたしております。また、毎年、今年の1月から3月になりますけど、先ほど申しあげましたように、納付相談を実施しております、窓口で分納誓約をいただいた方も、なかなか毎月決まった形で納められることも少なくございませんので、そういった方につきましても、今年度につきましても、1月の初旬に、こういう機会がありますのでということでご案内を申しあげて、納税相談を実施しております。

飯高委員 やっぱり家庭の事情によって、生活での困窮、その他の理由というのがあるわけですけども、やはり少しでも多く税を納めていただくということに対しては、やはりそういった相談の中で詳細にわたって相談をしていただいていると思うんですけども、その辺のことを今後もより深く事情をね、踏まえながら当たっていただきたいと思います。以上です。

委員長 他に。 辻委員。

辻委員 簡単で結構ですけども、1月から3月の夜間徴収、実績はだいたいどんなもんかな。

国保医療課長 今年も1月から3月まで3か月間、夜間及び休日納税相談を実施いたしました。夜間の納税相談では7人の方が、そしてまた、休日納税相談では5人の方が相談に来られまして、それぞれ分納誓約をなされております。そして先ほど申しましたように、これにあわせて、分納誓約を出されたけども納付されていない方、約100名につきましても、この期間に納税相談に来て下さいということで、この期間中に15人の

方が納税相談に来られまして、分納誓約をいただいております。

辻委員　いろいろ、あらゆる方法をとって、飯高委員言いましたように、税の公平ということで頑張っていたきたいし、頑張っていたいたと。先ほどの補正予算にもありましたように単年度700万の黒字やということ、最近珍しいなということで、私も繰越、4億5千万の赤字かな、もう今年やったら5億の赤字かなと思うんですけど、4億ぐらいで止まっているということは、なかなか頑張っていたいているなと思いますけど、今後ともまた徴収のほう、力入れてお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長　他にございますか。　伴委員。

伴委員　これ、今、課長、若い方の状況といたしますか、非常に私気になりますねんけど、特に20代の方の状況として増えてきているとか、そのあたりがもしわかりましたら、ちょっとお願いしたいんですが。

国保医療課長　収納状況について、年代別に、どの年代層が未納が多いとかいうのは調査はしてはございませんけども、当然、国保税いうのは世帯主でかかってきますので、そのかやの中には未成年者もおられるとは思いますが、ただ、状況を見ても、今までは、後期高齢者医療制度が始まるまでは、当然、高齢者の方というのは納税の意識いうのが高くございましたけども、この制度が、後期高齢者医療制度が創設されてから少し、全国的に徴収率が落ちているのが事実でございますけども、ただ、年齢層によって、どの辺の層が収納率が悪いというのは調査しておりませんので、不明ではございますが、ただ、現在のこういう経済状況を見ても、年齢にとらわれず、失業者も増えてきておりましたので、これまでは、若干現在持ち直しておりますが、そういった方が、当然国保税というのは、前年の所得によって、翌年に国保税いうのはかかってきますので、住民税のように前年の所得がゼロでしたら翌年の住民税が

かからないということではございませんので、最低のラインは当然国保税は前年の所得がなかってもかかってきますので、そういったことで滞納というのが増えてきているということも考えられます。

伴委員 仕事の関係とかで、やむを得ず難しいと、そういう場合もあれば、私が気にするのは、モラルの低下、若い方の規範意識、そのあたりが低下して数字が大きくなるように、若い方、そのあたり、もし相談にいられたら、やっぱり頑張ってもらえるようになっていただくように、ひとつ、その辺の指導よろしくお願いします。結構です。

委員長 他にございますでしょうか。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、続いて、(7)平成24年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(7)平成24年度 介護保険料の不納欠損につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料7をご覧くださいませでしょうか。

平成24年度では、平成25年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づきまして徴収することができなくなった介護保険料、132人分、351万3,880円を不納欠損いたしております。

不納欠損処分いたしました事由でございますが、すべて介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものとなっております。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから納付の督促、あるいは催告等を行ってまいりましたが、納付が得られないまま2年の時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。

下段の(2)平成24年度不能欠損の年度別金額につきましては、不

納欠損いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。平成19年度から平成22年度分となっております。

次に、資料の2枚目でございます。(3)につきましては、不納欠損の状況といたしまして、平成19年度から平成24年度の不納欠損処分を行いました納付者数(実人数)と保険料の推移をお示ししております。

平成24年度と前年度の平成23年度を比較いたしますと、納付者数で28人、保険料で344万8,015円の減となっております。

これにつきましては、前年度までの滞納整理によりまして、滞納分の調定額が対前年度比で約470万円減少したことがその主な要因でございます。あわせて、滞納繰越分の徴収対策といたしまして、訪問や電話による催告の機会を増やす等の取り組みを行いましたことから、収納率が、滞納繰越分の収納率ですが、13.9%から17.6%と3.7ポイント上昇したことも要因のひとつであると考えておるところでございます。

以上、平成24年度の介護保険料の不納欠損についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見ございましたら、お受けいたします。特にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めます。(8)平成24年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(8)の平成24年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてご報告いたします。

恐れ入りますが、資料8をご覧くださいませでしょうか。

平成25年3月31日付けで、高齢者の医療の確保に関する法律の規

定に基づきまして、徴収することが不能となった者は実人数で9人で、金額で21万2,400円となっております。

事由につきましては、全件、高齢者の医療の確保に関する法律第160条に規定されております消滅時効による不納欠損でございます。

これらの不納欠損処分を行った者は、本人死亡により相続する者がいないものや、転出などで居所が不明なもので、それらの時効完成分につきまして徴収権が消滅したもので、不納欠損処分を行ったものでございます。

今後も後期高齢者保険料の不納欠損処分につきましては、高齢者ということも鑑みまして、国民健康保険税と同様、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納者の実態を十分把握いたしまして、税負担の公平性が損なわれることのないように適正な処理に努めてまいりたいと考えております。委員の皆さまにはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか、特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めさせていただきます。

(9) いかるがの里クリーンキャンペーンの開催につきまして、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 すでに委員の皆様にもご参加のご依頼をさせていただいておりますが、平成25年度のいかるがの里クリーンキャンペーンの開催につきまして、お手元にお配りしております開催案内のチラシをもとにご報告をさせていただきます。

今年度のクリーンキャンペーンの開催日につきましては、環境省が定

めております6月の環境月間の初日であります6月1日土曜日に開催をさせていただきます。

今年度におきましても、昨年同様、町内27か所の集合場所を設けまして、ご自宅や自治会から近い集合場所でごみ袋等を受け取ってから、清掃活動を開始していただき、白石畑公民館、三井観光自動車駐車場、上宮遺跡公園、斑鳩町役場、いかるがホール、西公民館の6か所のゴール地点まで清掃活動を行っていただきます。

また、今年度におきましても、清掃活動の推奨コースを何コースか設定をいたしまして、当日、受付で推奨コースの地図をお渡しして、スムーズに活動いただけるようにしようと考えているところであります。

なお、清掃活動の時間は、午前7時30分から午前9時の範囲内といたしまして、当日、雨天の場合は、清掃活動は中止とさせていただきます。その場合、町内を広報車で巡回し、お知らせさせていただく予定にしております。

また、清掃活動が終了いたしました午前9時から正午まで、役場の正面駐車場で、大変ご好評をいただいております、くりかえし使ってくれてありがとうございます（陶器）市を開催する計画にしております。陶器・ガラス製食器のリユースの推進を図ることとしております。

また、町の農業振興会によります斑鳩産の農産物の即売会、あるいは堆肥の無料配布、そして、昨年から実施しております緑のカーテンコンテストの周知を兼ねまして、ゴーヤの苗の無料配布、また、処理業者によります処理工程の紹介など、啓発イベントを行う予定にしているところであります。

なお、この啓発イベントにつきましては、天候に関係なく実施する計画であります。

委員の皆様におかれましては、ご家族などお誘い合わせのうえ、ご参加いただきますようお願い申しあげまして、6月1日開催のいかるがの里クリーンキャンペーンのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長

ただいま、報告が終わりました。何かそれにつきまして質疑、ご意見

などがございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長 当委員会は所管でございますので、委員皆様にもできるだけご参加いただけますようお願いしたいと思います。

それでは他に、理事者のほうから報告しておくことがありましたら、報告のほうしていただきたいと思いますが、いかがですか。

本庄福祉課長。

福祉課長 福祉課の方から、3点ご報告申し上げることがございます。

まず1点目でございますが、旧鳩水園従業員宿舎用地の貸与についてでございます。

この件につきましては、平成24年6月の当委員会におきまして、NPO法人虹の家より障害者自立支援法に基づくケアホーム、こちらの設置場所として、旧鳩水園従業員宿舎用地を借り入れたい旨のご相談がございまして、町としても前向きに検討していく考えであることをご報告させていただきました。

その後、虹の家において、ケアホームの設置に係る県知事の指定、あるいは補助金等の関係につきまして、県との協議等設置に向けてご準備を進められまして、事業の採択がなされたところでございます。

このことから、本町には障害者に係るケアホームがなく、このようなサービスを整備していただくことは、障害者福祉の向上につながるものでありますことから、本年4月1日付けで土地の使用貸借契約を締結いたしまして、現在の生活介護施設の東側、道路状部分を挟んで東側の宿舎の建っている部分592.23㎡につきまして、ケアホーム用地として貸付けをすることといたしました。

また、貸付けにあたりましては、特定非営利活動法人による障害者の活動の充実を図るための施設用地として貸し付けるものでございますこ

とから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号の公共的団体において公益事業の用に供する場合の無償貸付等の規定によりまして、無償での貸付けとさせていただきますところでございます。

なお、ケアホームの設置にあたりましては、既存の宿舍の建物を解体撤去する必要がございますが、こちらにつきましては、その費用分担等につきまして、町と虹の家との間で既に協議を終えておりまして、近日中には解体工事に入る予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今後のスケジュールでございますが、虹の家に確認させていただきましたところ、現在、近畿厚生局でケアホームの設置に係る補助金申請の最終審査中ということで、間もなく補助金の内示がなされまして、来年3月までには完成する予定である旨を伺っておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

次に報告の2点目でございます。たつた保育園の園庭排水工事についてでございます。

前回、3月の当委員会で委員よりたつた保育園の園庭の水溜り、いわゆる排水不良につきましてご指摘をいただいたところですが、現場の状況あるいは設計図書等の確認をその後させていただきました。

その結果、園庭内には既に暗渠が敷設されておりますが、この暗渠の目詰まりが原因である可能性が高いということが判明いたしましたことから、現在の水溜りの状況にあわせて、改めて暗渠を敷設し直す工事を実施することといたしました。

また、現在、たつた保育園園庭に車両の進入できる入口がございませんことから、今後の園の運営を円滑に行うため、園庭の工事とあわせて既存の門扉を改修し、車両が進入できる入口を設置することといたしました。

なお、工事の実施時期でございますが、梅雨入りを間近に控えまして、少しでも早く工事が完了できますよう、今週末より工事を進めてまいります予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、報告の3点目でございます。

例年、夏に実施しております福祉課所管の一日里親会、身体障害者ふれあいの集い、心身障害者（児）ふれあいの集いの本年度の日程につきまして、現段階での予定を申し上げます。

まず、一日里親会でございますが、7月25日（木）を予定しております。行先といたしまして、滋賀県草津市の琵琶湖博物館を予定しております。

次に、1泊2日の心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましては、7月28日（日）～29日（月）を予定しております。行先といたしまして、姫路セントラルパークなどを予定しております。

また身体障害者ふれあいの集い、こちらは日帰りでございますが、8月22日（木）を予定しております。行先につきましては、滋賀県大津市方面を予定しております。

議長、厚生常任委員の皆様におかれましては、本年度につきましても、何とぞご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、福祉課からの3点の報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。ただいま福祉課のほうから3点報告がございましたけれども、それらにつきまして、何か質疑やご意見はございますでしょうか。特にございませんか。

（ な し ）

委員長

その他の課は、特にございませんね。

（ な し ）

委員長

それでは、以上をもちまして、各課報告事項については、終わらせていただきます。

続きまして、4. その他について、これにつきましては各委員のほうから何かございましたらお受けしたいと思いますと思いますが。いかがでしょうか。辻委員。

辻委員 2月に奈良市のほうでね、市議会のほうで、餌付けルール条例素案というのが新聞に載ってましてんけどね、この辺の実態、その後どうなったのかわかりませんが、今の段階でどういうふうにされているのか、ちょっと聞きたいと思いますけど。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 奈良市のほうでは、市民によりますカラスへの給餌、餌やりによりまして、鳴き声や糞尿などで良好な生活環境が脅かされるとしまして、市民から議員に相談、あるいは議会に請願書が提出され、議員提案で罰則規定を設けた良好な生活環境の確保に関する条例を、本年3月議会で制定しようということを目指されておりました。検討される際、当初カラスの被害であったんですけども、猫も対象動物に加えようということで、条例の素案をパブリックコメントされたところ、猫への給餌を対象にすることによりまして、現在、飼い主のいない猫への管理された給餌行為、この行為を地域猫活動というふうに呼ばれていますけども、その活動に対する誤解を招くということで、動物愛護団体からの抗議、あるいは奈良市民からの複数の意見もあったことから、3月議会での制定を見送って、また、対象動物の、再度、猫を外して、カラスに限ることとして、現在6月議会での制定を目指されているというふうに報道で知り得ております。

辻委員 実際、野良猫の被害というのはかなり今増えてきていると思います。たぶん他町村から何箇所か餌やりに来る方も聞いてますし、自宅の前でも餌だけ置いて、猫が集まってくるということで、この辺の対策も今後必要かなと思います。それと今、地域猫というのはどういう関係かなという

のが、その辺の、地域猫というのは。

環境対策
課長 地域猫というのは、特定の所有者、あるいは飼い主がいない猫で、かつその猫が住み着く地域の猫好きの複数の住民の方の協力によって世話され、管理されている猫を地域猫というふうに言いまして、その管理活動を地域猫活動というふうに言われてます。この活動、いろいろ細かいルールがございまして、例えば餌や水をやる場所が決められているとか、カバーで覆った出入口を設けた箱やみかん箱など簡易型のねぐらを設置されている、あるいはその猫に目印をつける等々のなんかルールはいろいろございます。そういったことから、そういった猫は管理・保護されているというふうに判断されて、法律上、管理責任者が存在しない野良猫とは区別されているというようなことを聞いております。

辻委員 愛護団体とかいろんな問題もありますが、これまたできたら委員会でもう少し勉強もしたいので、委員長判断でまた今後、その辺のまたよろしくをお願いします。

里川委員 各委員さんのご意見もお尋ねして、そしてまた今、課長からありました地域猫っていう実態は、高齢化社会の中で、飼っておられる方が入院された後、近所の方が面倒見ておられるというような状況もある。また逆に私も聞いております。どさっと大和川周辺わざわざ持ってきて、そこでぶわっと猫に食べさせてはる人がいるとか、いろんな問題もありますが、意見交換もしながら、また担当のほうに各全国的な取り組み、条例、こういったものを揃えていただきましてね、当委員会としても勉強会をして、今後の環境問題の中の1つとして、勉強をしながら協議をしたいというふうに思いますが、そういう設定をまたさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長　そしたらまた、副委員長とも相談をしながら、担当課長とも相談をしながら、また今後の斑鳩町のそういう問題について勉強会をさせていただくようにいたします。

他に何かその他、ございますでしょうか。　小林委員。

小林委員　今の勉強会に関してなんですけども、委員長にちょっとお願いがあるんですけども。白石畑の中継施設棟の工事、予定では3月までには造成工事が終わって、今月から、5月から中継棟の建築工事にかかるというように聞いてますので、また委員長のほうで、時期を見ていただいて、現場のほうも確認させていただきたいなと思いますので、あわせてお願いをさせていただきたいと思います。

委員長　わかりました。そしたらまた、工事の進捗状況を見ながら、担当課長のほうと相談しまして、また現場のほうを調査しに行きたいというふうに思いますので、それでよろしいございますか。

(異議なし)

委員長　そしたらまた現地調査もさせていただくようにいたします。
他に何かご意見ございますでしょうか。

(な し)

委員長　それではないようですので、以上、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもちまして、厚生常任委員会を閉会させていただきます。皆さんどうもご苦労さまでございました。

(午前10時32分 閉会)